

## 令和元年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和元年第2回東彼杵町議会定例会は、令和元年6月11日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	浦 富男 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	立山 裕次 君
9番	橋村 孝彦 君	10番	森 敏則 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	( 不 在 )	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
会 計 管 理 者	森 隆志 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記 辻	由美子 君
--------	---------	-------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
追加日程第 1	副議長不信任決議案
日程第 3	議案第 34 号 東彼杵町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第 4	議案第 35 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 36 号 東彼杵町農村環境改善センター設置・管理等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 37 号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 1 号)
日程第 7	議案第 38 号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 8	議案第 39 号 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 9	議案第 40 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 10	議案第 41 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

- 日程第 11 報告第 11 号 継続費に関する報告について  
(平成 30 年度東彼杵町一般会計)
- 日程第 12 報告第 12 号 繰越明許費に関する報告について  
(平成 30 年度東彼杵町一般会計)
- 日程第 13 報告第 13 号 繰越明許費に関する報告について  
(平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計)
- 日程第 14 陳情第 3 号 辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移  
転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公  
正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 日程第 15 陳情第 4 号 辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移  
転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公  
正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 日程第 16 陳情第 5 号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回  
を求める意見書の採択を求める陳情書
- 日程第 17 陳情第 6 号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

## 6 散会

## 開 会（午前 9 時 38 分）

### ○議長（吉永秀俊君）

ただいまから、令和元年第 2 回東彼杵町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。これから、諸般の報告をいたします。はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されておりますが、朗読は省略いたします。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。本日ここに令和元年東彼杵町議会第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中お繰り合わせご出席いただきまして、誠にありがとうございました。これから東彼杵町の健全な運営のため、ご支援ご協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。本日は、条例と一部改正など 3 件、補正予算 3 件、委員の選任、任命をそれぞれ 1 件、報告を 3 件上程させていただいております。慎重なご審議の上、然るべき決定をいただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは行政報告に移ります。私が 5 月 22 日に就任いたしまして、すぐ挨拶が入ってまいりまして、コスモス大学の開講式、それから東彼商工会総代会などで挨拶をさせていただいております。

それから飛びまして 6 月 1 日、町消防団水防研修会が初めて総合会館のホールで行われまして、出席をいたしました。

それから 6 月 3 日、長崎新幹線・鉄道利用促進協議会、他総会がございまして、出席した後、それから、県の町村会の全町長が集まりました協議会がございましたので、初めて他の町長さん達と顔合わせをいたしまして、ご挨拶をしたところでございます。

それから 6 月 6 日、町防災会議を教育センターの方で開いております。

以上、主なものが行政報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

### ○議長（吉永秀俊君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

### ○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番口木俊二君、4 番浪瀬真吾君を指名します。

## 日程第 2 会期の決定

○議長（吉永秀俊君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの8日間に決定しました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

東彼杵町議会副議長、森議員の不信任の提案を、後城一雄、橋村孝彦、浪瀬真吾、口木俊二、尾上庄次郎の5人の同意を得て提出をさせていただきます。なお、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略することを望みます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、緊急動議が出ましたので、ここで暫時休憩いたします。

**暫時休憩（午前9時42分）**

**再開（午前9時43分）**

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま大石俊郎君から副議長不信任決議案の動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので成立しました。副議長不信任決議案を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは、可決されました。

**追加日程第1 副議長不信任決議案**

○議長（吉永秀俊君）

追加日程第1、副議長不信任決議案を議題にします。

地方自治法第117条の規定によって、森敏則君の退場を求めます。

（副議長退場）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 44 分）

再 開（午前 9 時 45 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本案について提案理由の説明を求めます。提出者、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

それでは、森副議長不信任決議案の提案理由を申し上げます。

提案理由、議会は、住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関であります。日本国憲法の第 8 章に地方自治が設けられ、第 93 条で地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると定められており、地方議会の設置義務が憲法で保障されています。

ここで議事機関として国会のように立法機関としなかったのは、議会が条例の制定や改廃にとどまらず広く行財政全般にわたる意思決定機関としての機能を有するからであります。

これは、議会の重要性を示すものであります。このような重要性を持つ定例会を前に議事日程や審議方法などを決める重要な機関として議会運営委員会が開催されます。

その委員会において、大石議員の一般質問が適切でなく削除すべきであると森議員から提案をなされました。林田議員からも大石議員の質問は、町民の方は期待をしていないなどの発言もありました。審議の過程において、森議員から採決を前に大石議員は除斥を命じられ、かつ吉永議長に対しても、議長、あんたもさと退席を求める発言がなされました。

大石議員の一般質問削除（教育長に対する質問であります。今回の統一地方選挙により、岡田新町長が就任されました。教育長は、前町長により教育長に指名され、議会によって承認されたものであります。自らの進退についてどのように考えておられるのか、その点をお伺いします。という質問事項です。）に対して、採決が行われ 2 対 2 の同数となり、副委員長立山議員の賛成により、議会運営委員会として削除を命ぜられました。

ご承知のように、一般質問は各議員の固有の権能として与えられているものであり、議員は議長の許可を得て質問することができると規定しています。その重要な一般質問を個人的見解により、1 委員が除斥を命じた行為は、議事整理権の乱用であり議会の権威を失墜させた責任は重大と言わざるを得ません。ましてや議長を 2 期も経験された森副議長が取られた行為は暴挙とも受け止められても仕方がありません。

平成 30 年 2 月 19 日の総務厚生常任委員会における委員会調査、（調査事件、町有財産等の管理状況について）において、森議員のご子息が責任者として管理運営をしておられるソリッソリッソの調査中、大石議員の賃貸借契約に関する町担当職員への質問の最中、その質問はよかさ、次にかこうといった発言。この発言にも問題がありますが、この調査こそ利害関係のある事件であり、森議員自ら除斥しなければならない案件であったといえます。

自分に都合が悪いことには目をつぶる姿勢。議員としてあるまじき行為と言わざるを得ません。

今年4月11日に実施された大野原演習場自衛隊基地協力会の懇親会の場において、同僚議員を大きな声で叱責、罵倒している光景が見られました。大村駐屯地司令、竹松駐屯地司令等、来賓者が多数おられる中での出来事。理由はともあれ議員としての品格を疑わざるを得ない行動をされました。

以上3件の具体的事例を挙げましたが、副議長として沉着・冷静に指導すべき立場にあられる方が、大きな声を上げ同僚議員に対してどう喝され、また議会運営の定めを逸脱しての行動を、これ以上看過することができません。

よってここに森副議長の不信任を表明し提出をいたします。以上でございます。

**○議長（吉永秀俊君）**

これから提出者に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてお願いします。8番議員、立山裕次君。

**○8番（立山裕次君）**

ここに書かれている2番の下の方ですね、大石議員の一般質問に対することに関して、どうしますかということで、確かに議会運営委員会で議論がっております。その中で大石議員が委員長ということで、大石議員に代わりまして私が副委員長ですので、私が採決を取らせていただきました。それにつきましては私の勉強不足等もありまして、間違っていたということで後日判明いたしました。なかったことに実際になりました。森議員がこの時、確かに除斥をするべきだということで私に言われました。私が結果的には除斥をしてくださいということで、除斥をさせていただいておりますので、これに対して森議員がこれに書いてあるようなこともあったと思いますけど、最終的に決めたのは、私、副委員長がその時決めておりますので、これにつきましてはどうなのかなと思っております。

それと、今回、副議長の不信任という形で出されてるんですけど、副議長として何か不備な点があったのかということに関しては何も書いてなくて、議員あるいは委員の活動の中でこういうことがあってますのでということみたいですので、副議長としての不備があったのか、もしあればご説明をお願いします。

**○議長（吉永秀俊君）**

提出者、大石俊郎君。

**○5番（大石俊郎君）**

副議長として、今回の議会運営委員会、不備というか、森議員の姿勢でございます。やはり大きな声を出す、どう喝をしてやる。議長、あんたもさ。こういった大きな声を出して興奮した状態で議事運営をしておられる、この姿勢。やはり議会の議事運営というのは、興奮しないで大きな声を出さないで冷静に質疑、質問していくべき事項であろうと思います。こういう状態が今後の委員会、今後の議会において、やはり、そういうどう喝的、あるいは大きな声を出してやっつけていかれることがあると非常に具合悪いなということで、私は不適切ということに、まず申し上げたいと思います。

それから副議長のときではございませんが、副議長になられる前もこういう案件がずっと続いているわけでございます。議長歴2期もしておられる方が、ずっとこのように副議長になられた後もこういう状態で、1議員の時はまだしも、副議長になられて、皆さん達後輩議員の方々を冷静沈着に指導すべき立場にあられる方が、大きな声で後輩議員を威嚇、どう喝するような、それで意見の

論点を、私は許せないんじゃないかなと思っております。私は、年齢も 72 歳という年齢を重ねておりますので、そういうどう喝には屈しませんけども、若い議員さん達は、やはりそこまで言われると、ちょっと意見を言うのも言えなくなってしまう。そういう雰囲気を作られる副議長という姿勢は、あるまじき行為ということを申し上げたいわけでございます。よって、反省の意味を込めて今回の不信任決議案を提出させていただきました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に。8 番議員、立山裕次君。

○8 番（立山裕次君）

先ほどの質疑と同じなんですけど、副議長の役というか立場を使って、どう喝と今言葉がありました。されたわけでもなく、同じ議員同士の話し合いの中で、言葉は強かったのかもしれませんが、例えば、それに怯む議員というのがいるのも逆におかしいと思います。この方が大きな声を出されたので、私意見変えますよという議員がもしいるのであればですね。そういうことを考えたところで、副議長としての不信任ということが、いまだにはっきりしないんですよ。議員としてつまらないよという言い方であればまだしもですけど。副議長としての何というか、だめなんですよという部分をもっとこう正確に出していただかないと。実際、反対される意味が良くわかりません。

○議長（吉永秀俊君）

提出者、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

立山議員のご意見、十分理解できるところもありますが、やはり副議長という職務、地位が、その時副議長として発言をしておられないとしても、やはり副議長という肩書きには、常に議会においても委員会においても、いつも背負っておられるわけです。そういう方が今副議長として発言してるんだよ、副議長として発言していないんだよと区別して話せるわけがございません。したがって、副議長というのは、任期の間ずっと背負っていかれるわけでございます。したがって、そういう地位役割を自覚をされて、発言には冷静に穏やかな声で話していく。やはり相手をどう喝するような言動、行動、ここには書いておりませんけども、この他にも事例はたくさんあります。そういうことを私は申し上げてます。立山議員の言われることも一理あるかと思っておりますけども、私はそういう思いで、今回、不信任案を提出させ、5 人の方の同意を得て提出させていただきました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に。1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

私も議会運営委員会の一員として話し合いを見てきましたし、意見もしてきました。その中で、森議員がそういう威嚇をしたような様子というのは感じませんでした。なぜかと言うと、それは、皆さんもごもご言ったりははっきりしないことも多かったです。そこで、はっきりしなさいよということはおっしゃってました。私はああいう方がいらっしゃらないと議会は変らないと思っております。町の方に、本当に今日は皆さん来てもらってます。もっと来てもらいたいと思っております。そういう方に届くように、こうやっていつのまにかこういうふうな話が出来上がってるということも、私

は知りませんでしたし、そう思うのであれば、あの時、大石さんもおっしゃればよかったと私は思っています。こういったやり方が本当に正しいのかは新人の私にはわかりません。ちょっと人としてどうかなというふうに感じました。この間の質問と一緒にです。

○議長（吉永秀俊君）

提出者、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

今、林田議員の人として、私の人としてを論じられましたけども、それと私は威嚇されてると思っていないと言われましたけども、これは、受けるパワハラでもセクハラでもそうなんです。パワハラ、セクハラをする人が、私はパワハラしてませんよ、セクハラしてませんよということは言えない。受け取る側でございます。森議員と林田議員は考え方がひとつでございましたよね。全く一緒。一緒の人が同じ立場に立って発言するのは、快い音色で聞こえてくるでしょう。しかし、反対の意見の人から言われれば、大きな声で言われれば、やはり威嚇されたと感じるんです。それは威嚇されたと感じるのは相手側の感覚の問題であって、今、林田議員が言われたのは、林田議員の一方的見方であって、そうでない方もおられるわけです。よろしいですか、だから、あの時同席していた議会運営委員会の2人の方もおられますけど、その方も今回の不信任決議案に署名捺印をしておられるわけでございます。そして、人を論じるということは、人としてどうかなという林田議員の言葉でございますけども、私も完璧100点満点の人間ではございません。反省の日々でございます。その林田議員の言葉は重く受け止めて、今後、精進してまいります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

いろいろ意見が出ているようでございますけど、論点を整理しましょうか。要するに、除斥に該当しない事案に関して除斥権がなかった人が、まず第一声を除斥と発した。それにつられて副委員長が、代理委員長が除斥を命じた。論点はそこですよ。いわゆる除斥に該当しない事案がひとつ事実としてある。そして除斥権がない人が除斥を命じた。これは明らかに違法行為である。そうでしょう。だったらそれは私としては理解できる。この中で私、気になることが若干あった。たぶん、大石議員におかれては、気付かれてないのかな。どうなのかな。この林田議員からも、大石議員の質問は、町民は期待していないというくだりがありますよね。これはつまり、森議員が発言された後に発言されてる。そういうことでしょうか。ということは、これは同一性がありますよね。そうでしょう。そうしますと、この期待されてない、一体この根拠はどこにあるのという話ですよ。そういうことでしょうか。これは、確かに大石議員の一般質問に対する批判的意見は私も承知してますよ。期待する意見もたくさんあります。おっしゃるように、この意見に対する厳しい意見は、あなたの地元である東町とか本町、こういった方には大して評判はよくなかった。はっきり言って。そこから票はもらえてないという話なんですよ。私、あそこムードを見ててわかります。ということは、他からたくさん持ってきて当選されたということですよ。これが何かと言ったら、大石議員の一般質問に期待した票なんですよ。これをもって確定的に論じる。私には理解できない。これはね、大石議員及び票を投じた有権者、これに対する侮辱だ、これは。違うんですか。これはちょっと厳しい展開になるなと感じました。なぜか。侮辱罪。あるいは名誉毀損罪。これには、公の場で。ちょ



つと議長、うるさい、退場させてくれ。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時5分）

再開（午前10時5分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

これは、取りようによっては、いわゆる本人、有権者を侮辱してますよ。侮辱罪というのは、この言葉はここで初めて明らかになった。ということは公になった。議員も全員出席している、執行部もいる、善良なる傍聴者もいっぱいいる。ここで侮辱罪、これは私の見解ですよ。ですから、これが確定的なことは言えませんが、侮辱罪と名誉毀損とありますけど、侮辱罪は私の見解。かなり厳しい展開になるのかなと思っておりますけども、そこら辺には気付かれてなかったんですか。この時点で、どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

議長として橋村議員に申し上げますけど、現在は森副議長の不信任に対する質疑をしてるんです。今の橋村議員の発言は、議運で他議員の発言に関する問題を取り上げておられるので、ここでは全く関係ない話だと私は思っておりますので、今の話については取り消しをお願いしたいと思います。

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

私、さっき言ったでしょう。同一性があると。森議員が最初発言したんでしょう。その後に、林田議員が発言されたわけでしょう。同一性があるじゃないですか。だから侮辱罪云々ということに関しては後ほどしていいですけども、元に戻れば森副議長の不信任には、いわゆるそういった違法行為が立証されたということであれば、それは合法的であろう。先ほどの件につきましては、それはまた、おっしゃるとおりでありますので、後から然るべき対応を大石さんがされるのかどうかでしようけども、それは、定例会が終わった後でもいいでしょう。そういうことです。

○議長（吉永秀俊君）

提出者、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

今、橋村議員が申し上げた件につきましては、後でいろんな面でどういう処置が取られるのか、弁護士さんとか知ってる人がおられますので、ご相談をしてから処置をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑ございませんか。8番議員、立山裕次君。

○8番（立山裕次君）

同じようなことの繰り返しになるかもしれませんが、森副議長の不信任ということで話が進ん

でおります。理由といたしまして、委員会の中で声を荒げてとか、そういう意味のことを書いておられると思うんですが、今、同僚議員もお話をされる中で、大石議員のことをあなたと呼ばれていたところがあったみたいですね。議論の中では、そういう言葉が出る時もあると、私は思います。どう取るかは先ほどもありましたけど、議員同士の取り方と思います。それはおっしゃられるとおりのと思います。そういうことで、議員としての話であれば問題でしょうけど、あくまでも副議長という立場を利用して、何か、私が副議長だからあなたは黙っときなさいとか、そういうことを言われたわけではないと思うんですよね。そういう事実がもしあるのであれば、おっしゃっていただきたいと思うんですけど、そういう事実がないのであれば私は該当しないと思いますので、そういう意見でございます。

○議長（吉永秀俊君）

提出者、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

もう、答弁、回答の繰り返しになります。今、立山議員が言われた副議長として申されたことではありません。しかしながら、何回も申し上げますけども、森副議長は副議長という地位を、肩書きをいつも背負って議会でやっておられるわけです。したがって、副議長として、やはり同僚議員、後輩議員に対する言葉、言動、行動、こういうのは沈着冷静に感情を表に出すことなく、どう喝的な言葉を発することなくやられるべきであろうと思います。理由はともあれ、そういうことをされるということは、これから議会運営委員会、いろいろなものをやる上に、非常にそごをきたしていくことになりますから、その点で副議長としてどうなのかなということに不信感を出させていたということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

論点は、さっき言った2つですよ。除斥に該当するかしないか、該当しない。除斥権があるのか。ただ、今議論されてることは、これは常。彼は。いみじくも林田議員が人としてという言葉をお使いになられましたけど、これは皆さんご存知のとおり常じゃないですか。例えば2年前に大石議員が議運にいきたいよと、その時森議員はどういったかと言うと、新人はね、議運なんか行くもんじゃないんだよと断われました。今回、新人さんが入っておられる。これは当然委員長になられたからでしょうけど。1、2年前だったか事例を挙げましょう。ここにおられる元総務課長。何かの議題の後で、階段のところで、それはここら辺まで、私はもっこちにおったんですが、聞こえるような大きな声で、正にどう喝ですよ。私は現場は見てないけど声は聞こえましたよ。人の話によれば胸倉まで掴まれたと。これ事実なんですか。森課長。どう喝されたのはみんな知ってますから。

○議長（吉永秀俊君）

橋村議員に注意いたします。ここは、提出者に対する質疑ですから。

○9番（橋村孝彦君）

だから事実確認のために聞いてるだけじゃないの、あなた。そういうのが執行権の乱用って言うんだよ。

○議長（吉永秀俊君）

あくまでも、提出者の対する質疑をしていただくところでございますから、執行者に対する答弁は。

**○9 番（橋村孝彦君）**

だから、それは確認するために言ってるんだから、証拠として。もし、それを言うんだったらいっぱいありますよ。人としてという言葉が出なかったら、私はここまで言いませんよ。やっぱりね、いちばん最初の時言ったでしょう、議会には法的規範と品位が求められると。私は副議長のスピーチの時に言ったじゃないですか。これは、いみじくもそういうことを示唆してるわけですから。議員としてあるべき姿というものは、議長であれ、副議長であれ、一般職員であれ、全て、公式であれ、非公式であれ、発言したことにはその根拠と責任が問われる。それが公人のあるべき姿だよ。だからそういったことも含めて、立山議員が言ってることも、それはわかりますよ。でもやはりここは、議員としてあるべき姿、そういったものを追求するべきですよ。どうなんですか、委員長。

**○議長（吉永秀俊君）**

提出者、大石俊郎君。

**○5 番（大石俊郎君）**

橋村議員の今の発言、私も共鳴するところがございますけども、いずれにしろ、私が再三再四言ってるように、ここに不信任決議案を出してるとおり、これ以上でもない、これ以下でもないことなんでございます。これ以上の回答しますと永遠と続きますので、この辺で回答を終わらせていただきたいと思います。以上です。

**○議長（吉永秀俊君）**

他に質疑ありませんか。8 番議員、立山裕次君。

**○8 番（立山裕次君）**

先ほども申しましたけど、副議長としての森議員、副議長として何か不備があったのかということに関して、まだ明確な答えをいただいております。それと、先ほど選挙の話がありました。同僚議員の方から選挙の話がありました。副議長も今回、議員で選挙で決めております。そのところも考えていただきたいと思いますので、まず副議長として何か不備があったのかをお答えいただきたいと思います。

**○議長（吉永秀俊君）**

提出者、大石俊郎君。

**○5 番（大石俊郎君）**

だから、副議長という地位は、議長に次ぐ 2 番目の地位にあられる方なんです。だから副議長としての発言は常に、どんな委員会であれ、議会であれ、副議長としての地位で発言しておられるということになります。したがって何回も言いますが、その発言が、1 つ 1 つの言葉、行動全部副議長としての重荷を持っておられるわけでございます。だから、その 1 場面を捉えるんじゃなくて、常に副議長という、議長も当然でございます。だから、そういう行動が不信任としてどうなのかということ審議した結果、不信任に該当するということで上程させていただいたわけでございます。それからもうひとつ、選挙ということを言われました。選挙に関しては、この不信任とは全く関係ございませんので、回答を控えさせていただきます。以上です。

**○議長（吉永秀俊君）**

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

立山議員の言われていることは、私、さっきから言ってるじゃないですか、論点は2つに絞られてると。これは、文章の中にもありますけど、議長も経験した、今は副議長、そういう地位にある人が十分知ってるわけですよ。知っておいて、いわゆる除斥権の逸脱、解釈の違い、それによって強行したということは、明らかに違法行為じゃないのという話ですよ。論点を突き詰めるのはそこだけしかないでしょう。それを言ってください。

○議長（吉永秀俊君）

提出者、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

橋村議員から提言がありました違法行為。除斥という、正にそのとおりであります。やはり議長2期8年、議員暦6期目でございます。5期としても20年以上議員をやっておられるわけですから、そういう方は、やはり1期目、2期目のなられた新人の議員、又は私みたいに2期目、議員経験の無い後輩に対して、やはりいろんな冷静に指導していただく、議会運営委員長としてこうした方がいいんじゃないのというふうに、穏やかな声で指導する。一方的に除斥を命じてしまう。これがやはり副議長としてあるまじき行為というふうに私は思っておりますので、橋村議員の今言われたことが、当然、不信任の大きな大きなひとつの理由になっているということをお答えさせていただきます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、浦富男君。

○2 番（浦富男君）

今日、これ初めて見たんですけど、この中に書いてある賛成者の方だけの名前で、私は、こういうことは議員として全然わかりませんでした。新人議員として、こういうことがある特定の人だけで、こういう署名をしたりとか、全然話も聞いていないのに、こういう話になるということ自体が、私が今日初めて議会に出席するんですけど、こういうことがしょっちゅうあられるのであれば、私は、議会はもっと町民の声を聞いてもらいたいということで出馬して当選させてもらいました。そういうことで、今意見してるんですけど、こういうことが行われているということ自体がおかしいなど。私も議長、副議長の選挙しましたけど、その中で、皆さんの選挙でやったんですよ。それを、結局、何日も経たないうちに、こういう結果になるということは、それが不信に思います。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

浦議員の言われた、しょっちゅう行われているのかという問いは、しょっちゅう行われているものではありません。それから、もう一回議員必携を読んで勉強していただきたいと思うんですけども、この緊急動議というのは、提案者の他に本東彼杵町議会であれば、あと1名賛成者がおれば、いつでも出せるようになっております。これは皆さんに教える必要はないわけです。そういうルールになっております。そのルールに従って、私は今回の不信任決議案を提出させていただきました。ここに名前を連ねられてない方々に対して、何ら不十分なことをしたとか、道に外れたことをした

とかいうことはありません。この議会のルールに従って、今回、不信任決議案を出させていただいたものであります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

立山議員が、提出者に対する質問は3回が原則になっております。もう5回目になりますので、1回は余分に許可をいたしました。もう許可はいたしません。すみません。他にございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

他にないようですので、これで提出者に対する質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。始めに、本案に反対者の発言を許します。8番議員、立山裕次君。

○8番（立山裕次君）

先ほど何回も言ってますけど、副議長としての何か失敗とか、副議長の権限を使ってのことがあったのなら考えられますけど、何も副議長の権限を使ってあったわけではございませんので、私は反対いたします。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

さっきいっぱいしゃべったので、賛成討論はしないつもりだったんですけど、立山議員の反対に対する意見になろうかと思えますけど、副議長として云々じゃなくて、やっぱり副議長だからあそこで言ったわけですよ。他の人は言えません。だから、最初に発したのが森議員であられまして、その後に臨時委員長が採決したということでしょうから。やはりそこには同一性がありますし、責任が担保されるわけではありませんよ。だからこれはやはり、どうみても賛成としか言いようがない。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本案に反対者の発言を許します。1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

これは、議会運営委員会の時に森議員が言ったことについて、皆さんおっしゃってるのかなというふうに聞いてましたけれども、その会議の中身というのが、なかなか決まらないということで、最終的にそういうことになったということで、誰かがやっぱりあそこで言っていたかかないと進まなかったと私は感じています。それで、森議員がああ場で副議長として発した言葉ではなく、委員会のメンバーの一員としてそういう話をされたということを見えておりました。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。7番議員、後城一雄君。

○7番（後城一雄君）

私は、議運に出ておりませんので確かな情報ばかりではないと考えておりますが、十分お話の中を精査しまして、やはり、一般質問において議長が諮問したのかどうかとまず考えました。勝手に議運で一般質問を審査されて、反対に、いわゆる上位法にないものを決められて、しかもそこに副議長がおって、副議長からまず話が出たということに對しまして、今後の議会運営が、副議長は、当然、中立公正ということで本人も申し上げておられましたが、まずそれが崩れてしまったと。これは、中立公正が今後保たれないんじゃないかと危惧をいたしました。ということで賛成であります。この件についてはお辞めいただくということが妥当であろうということで賛成をしておりますが、本当に、実質、私もいわゆる初会合の時申し上げましたが、議会は良識の府でなければならないと。まずもって、やはりそれぞれの議員さんの立場を理解しながら、傷つけない状況の中で話をすると。いわゆる傷つけあってお互いが疑心暗鬼になるような発言が、この、出しておられる中にもあります。ただ、そういった中を十分に反省をされまして、今後やはり信頼関係の構築に前向きに進むようにしたいという考えの中で、このお辞めいただくのは、万やむを得ないという結論に達しておるわけでありまして。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本案に反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、副議長不信任決議案を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永秀俊君）

起立多数であります。したがって、副議長不信任決議案は原案のとおり可決されました。

森敏則君の入場を許可します。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 27 分）

再 開（午前 10 時 29 分）

### 日程第 3 議案第 34 号 東彼杵町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

森敏則君にお知らせします。先ほどの副議長不信任決議案については、可決されました。

次に、日程第 3、議案第 34 号東彼杵町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 34 号東彼杵町森林環境譲与税基金条例の制定について、ご説明をいたします。提案の理由は、そこに記載しているとおりでございます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、平成 31 年法律第 3 号の成立、施行に伴い、森林の整備及びその促進に関する経費の財源を基金として適切に管理するため本案を提出するものであります。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。詳しくは税財政課長から説明させます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 34 号につきましてご説明いたします。条文をお開きください。条例の名称は、東彼杵町森林環境譲与税基金条例としております。第 1 条は、設置及び目的としておりますが、先ほど町長が申しましたとおり、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定されたことにより、今年度から町は国から森林環境譲与税を受けることとなります。この森林環境譲与税は、2 行目以下に書いてございます森林の環境に関する施策及び、以下書いてございます施策等に要する費用の財源に充てることになっております。この譲与税を運用していくために基金を設置することを規定しております。

以下、第 2 条は、基金の積立額は予算で定めることを、第 3 条は、基金現金の管理方法についてを、第 4 条は、基金から生ずる運用益の処理は予算計上し基金に編入することを、第 5 条は、繰替運用に関する規程を、第 6 条は、第 1 条の目的のみに基金を運用することの規程、第 7 条は、町長への委任規程を規定しております。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、森林環境譲与税は、財源として 36 年度から国が 1 人年間 1000 円を賦課することを予定しております。譲与額は森林面積、林業従事者数、人口に応じて配分されることになっております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ありませんか。質疑がないようですので、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 34 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 4 議案第 35 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 36 号 東彼杵町農村環境改善センター設置・管理等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

日程第 4、議案第 35 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第 5、議案第 36 号東彼杵町農村環境改善センター設置・管理等に関する条例の

一部を改正する条例、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 35 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をいたします。農地利用最適化推進委員の報酬の見直しに伴い、標記条例について所要の改正を行う必要があるため本案を提出するものであります。

次に、議案第 36 号東彼杵町農村環境改善センター設置・管理等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、東彼杵町農村環境改善センターの 3 階多目的ホールについて、建築基準法による定期報告で不具合が多数指摘をされておりまして、修繕等に要する経費や利用申請も無いことから、総合的に判断して多目的ホールを閉鎖することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため本案を提出するものであります。以上であります。よろしくご審議の上ご決定を賜りますようお願いいたします。議案第 35 号につきましては農林水産課長から説明をいたさせます。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

議案第 35 号について、町長に代わり補足説明をさせていただきます。本議案は、平成 28 年 4 月に施行された改正農業委員会法に基づき新設されました農地利用最適化推進委員、以降推進委員と申し上げます。の委員報酬の改定の議案でございます。内容は、改正文及び新旧対照表に記載のとおり、日額 8000 円を年額 19 万 2000 円とするものでございます。

これまでの経過と改正理由を簡潔に申し上げます。現在 13 名の推進委員を農業委員会会長が委嘱。その期間は 3 年間で、今週の金曜日 6 月 14 日が任期限となっております。6 月 25 日からは新しい推進委員 14 名が委嘱される予定になっております。その報酬につきましては、平成 28 年度、制度スタートから 2 か年度間については、本町の特別職の非常勤の報酬額を参考に、日額 5400 円としておりました。平成 30 年度からは県内自治体報酬額を勘案し、日額を 8000 円に引き上げ、現在に至っております。日額としておりましたのは、当面、活動実績に応じた報酬額とするためでありました。

これに対し本年 3 月 29 日、農業委員会会長から町長宛に、農業委員会法第 38 条第 1 項に基づく意見書が提出されております。内容といいますのは、3 年間の活動を踏まえ農地利用最適化活動の推進する上で、推進委員さんの報酬を年額又は月額とすることについての意見書でございました。この意見書につきましては、同条第 2 項において、自治体はそれを考慮しなければならないという義務規定がございます。このたび 6 月 25 日から 2 期目の推進委員体制がスタートするにあたり、県内の推進委員の状況及びその活動が 1 年間を通じて農業委員と連携した活動であること等を考慮した結果、農業委員報酬と同様に年額とすること、そして報酬額を 19 万 2000 円とすることの一部改正をお願いするものであります。なお、附則におきまして、第 2 期目の推進委員の委嘱予定日であります 6 月 25 日を適用日といたしております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）



町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（工藤政昭君）

町長に代わり、議案第 36 号について補足説明をいたします。昭和 56 年建設の東彼杵町農村環境改善センターの 3 階ホールを、このたび閉鎖とするにあたり、資料の新旧対照表のとおり、3 階多目的ホールの項を削り、条例の一部を改正するものです。

経緯としまして、建築基準法第 12 条による定期報告につきましては、一定規模以上の不特定多数の者が利用する建築物の所有者には、当該建築物の敷地、構造、建築設備について、損傷、腐食、劣化の状況点検を行い、その結果を建築物については 3 年毎、建築設備については毎年、特定行政庁に報告することが義務付けられています。平成 25 年に長崎市でのグループホーム火災、福岡市での診療所火災などが続き、これらの被害が拡大した原因のひとつとして、建築物が適法な状態で管理されていなかったことが上げられています。このような背景から、平成 28 年 6 月 1 日に改正建築基準法が施行され、定期報告対象の建築物及び要件が見直されました。これにより長崎県から平成 29 年 8 月 14 日付で通知があり、本件の改善センター3 階ホールが定期報告の対象になるとのことでした。この行政指導を受けまして、平成 30 年度に当該ホールの点検を行い、長崎県へ報告をしたところですが、非常用照明の不点灯や防火扉の不作動など不具合が指摘されており、今後、改善措置が必要とされました。更に改善センターの冷暖房については、平成 19 年度まではボイラーで館内全体の冷暖房を管理していましたが、平成 20 年度から維持管理費の面でボイラーをやめ、併せて高圧電気から低圧電気に変更し各部屋にエアコンを設置しています。しかしながら、3 階ホールの冷暖房は効かない状態で推移をしてきました。このような状況で平成 20 年度以降は、利用申請もないことや、多額の改善費用と今後必要となっていく定期報告に対する年間 100 万円以上の委託料を勘案し、3 階ホールの閉鎖を提案させていただくものです。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから願ひします。10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

まず、議案第 35 号、農地利用最適化推進委員の報酬を見直しということにつきましては、農水課長の説明でほぼ理解できました。また、これにつきましては、質疑はありません。

次に、議案第 36 号の農村環境改善センターにつきましては、不都合が多数指摘されということなんですが、この多数がどういったものか、もう少し詳しくの説明をいただきたい。次に、3 階の利用申請がないというお話でしたが、利用がないというのはどのような状況なのか。果してここ利用されますよというのが、きちっとできてたのかというのも疑問なんです。ですからこの辺のところを利用がないと、この言葉で片付けられるものか。ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

不都合な点は町民課長が説明いたしますが、利用の点につきましては、私も平成14年か15年、支所長をしておりましたが、一度も利用もございませんでしたし、ほとんど2階で利用が終了しております。3階に行くのは、ずっと以前に結婚式か何かされたことでありまして、今、地区の集会の方も2階までで終わられております。高齢者の方は1階もありますし、畳の部屋もありますし、だから、今、指摘をされておりますように、3階にお金をかけてまでですよ、利用を呼びかけても利用がないんじゃないかと思っております。エレベーターも無いし、だから私は、この建物は3階を閉鎖すれば経費も削減できるんじゃないかと思ひまして、利用をされるのが殺到してどうしても閉鎖はできないとおっしゃれば、また、当然考えますけども、今のところほとんど十何年一切使用が見込まれておりませんので、こういう形を取らせていただきました。なお、不都合な点につきましては、町民課長の方から説明をさせます。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（工藤政昭君）

不具合の状況ですけども、まず1つが換気設備の換気量不足ということで、換気機器の老朽がまず1点です。非常用照明装置につきまして、照明の不点灯とバッテリーの劣化が上げられております。次に、防火扉に関連するものですが、こちらは、自動閉鎖装置の不具合ということで、不作動という点が1つと、防火扉の閉まるスピードの不具合も確認されているということです。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

今の不都合な点を聞きましたら、既に使われる状況じゃないという話になってくるんじゃないのかなと思うんですね、今の説明の中では、使える状況じゃない状況を、当然、どうぞ使ってください、エアコンも効かないというような状況の中で、当然、それは使う人もいませんよ。そういうことでしょうか。ですから、今回3階の部分を使わないようにしますというような条例の一部を改正するということではありますが、これまでの過程からいったら使われない状況だったということじゃないんですか。違うんですか。確認します。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はですね、監査でも指摘しておりました点もあるし、そういう状況で使われない状況でありましたが、使う方も希望が全くありませんでした。はっきり言いましてゼロです。だから、使うために修理をするのか、それをまた利用となればお金をかけなくてははいけませんから、耐震もまだ済んでませんから、非常にここに果たしてお金をかけていいのかというのは、私の判断で閉鎖ということで決めさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

35号です。最適化委員の日額から年額に変わった金額、これは適当な金額なのかなという気がします。例を上げれば農業委員さんが22万4000円ですからね。それより少ない。農業委員さんにおかれては、毎月定例会があられますよね。その推進委員さんにおかれては、結局、年間出務日数といえますか、8000円でいけば24日になるんですけども、ちなみに、これより多いんでしょうか、少ないんでしょうか。確認です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

直近の平成30年度の実績を申し上げます。最も多い方で年間27日。最も少ない方で16日、この方は病休されていたこともありますけれども、次の少ない方は17日です。全ての方を平均すると月1.9日ということで、今回19万2000円という基礎でございますけど、現行の当初予算ベースで日額8000円としておりますけれども、8000円×2日×12月ということで、今回の改定については、そういった基礎で上げさせていただいております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今の同僚議員の質問で、大体内容は分かっておりますが、以前、私も農業委員にお世話になったこともありますし、その時分は、まだ推進委員さんとかそういったものはありませんでした。そういった中で、今、特に遊休農地等が多く見られて発生してきております。そういった中で現地確認とかされておりますが、その中でも一日中出られるとか、2、3時間で済むとかそういったのがあると思いますが、その辺はどのような程度になってるのか。それと農業委員さんと、先ほど言われたように推進委員さんとの出務日数というか、聞くところによると毎月の定例会にも推進委員も出席しておられるような話も聞いておりますが、その辺の農業委員さんとの違いというか、出務日数はどの程度、先ほど8000円かけるいくらかとされた日数が適当であるのか。根拠はわかります。しかし、農業委員さんとほとんど一緒のような内容の仕事だと聞いておりますので、その辺をもう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

浪瀬議員のご質問でございますけれども、確かに推進委員さんは日額報酬でございますので、1、2時間であろうが、丸一日であろうが、同じ報酬額という形になりますけれども、丸一日の出務を要する場合というのは、例えば、県外、県内の研修会もあります。そして夏場の農地利用状況調査ということで、遊休農地対策に関する出務、これが一番時間を要するものであろうかと思えます。あとは毎月の定例会において、だいたい時間として2時間前後というのが大方な時間なんですけれども、そういった形で出務をいただいております。

大きく農業委員さんと推進委員さんの役割というのは、農業委員さんは町全体を管轄して、今13名いらっしゃいますけど、町全体の農業について、いろいろ許認可権も含めて審議をいただいと。推進委員さんにつきましては、町内に約1,600haほど農地があります。その100haあたり1名の推進委員さんが必要となっております、本町は16名いらっしゃいます。定数は16でありますけれども、どうしても出せない地区というのがございまして、現状13名、25日から14名の推進委員さん、2名欠ということで、通年公募を今現在もしておりますけれども、基本的には地区地区で、地区の中の例えば荒廃対策とか、そういった諸問題に当たっていただくと。特にこれからの2年間というのは、地域農業マスタープランといたしまして、人・農地プランといたしますが、そこを集落に入って活動してくれということで、業務が増えてくる可能性がございます。端的に県内の状況を申し上げますと、農業委員さんと全く同額の推進委員さんが6自治体あります。それ以外、日額が東彼杵町と長与町、この2自治体が日額でありまして比較は難しいんですけども、その他、農業委員さんに対して推進委員さんの報酬が90%台というのが2団体ございます。そして、80%台が8団体あります。70%台が1団体、60%台が1団体で、一番少ないのが壱岐市が農業委員さんに対して33%というのがあるんですけども、県内でさまざまです。恐らく役割というのは同じなんですけど、活動のベースが恐らく違うのかなというのがあろうかと思えます。非常に難しいとは思いますが、今回につきましては当初予算ベースで、今、日額8000円というのを基礎ということで19万2000円という事で上げさせてもらっております。今後、推進委員活動の業務が増える可能性もございますので、その状況状況に応じて、この金額というのは農業委員さんと同じにすべきなのかという部分については、再度考慮する時が来るかもしれませんが、今回は19万2000円ということで、上げさせていただきます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

私がお尋ねしたいのは、先ほどから言っておりますように、農業委員さんと推進委員さんがほとんど同じように出務をしておられるとお尋ねしましたので、その辺が、もし差があればこの金額でわかるんですよね。ほとんど一緒であれば、どうしてそれに合わせられないのかという疑問点がありましたので、そこをお尋ねしたいところであります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

差があるとすれば、先ほど申し上げましたように、農業委員さんが町全体、そして推進委員さんが地区を見るというのが違いといえそうですね。あと農業委員さんについては許認可権がございますので、そこが大きな違いかと思えますけれども、これを100%に合わせるかどうかというのは、今後、考慮、検討が必要かと思えます。今回につきましては、前年度実績をベースに19万2000円という数字を上げさせていただいております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

今までは日額8000円で、30年度予算で、この最適化推進委員の方々にトータルとしていくら総額払われたのか。そして今度は、年額19万2000円として6月25日から14名で1名増えるんですけども、払ったとして町の支出予算がどの程度、アバウトでいいですけど増えるのか減るのか、それがどれくらいなのか、これが第1点。第2点が、この年額は月払いなのか、年払いなのか、推進委員にどのようにして支給されるのか。この2点を教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

まず、第1点目の直近の年度の平成30年度で申し上げますけれども、予算額249万6000円に対しまして、実績として230万4000円となります。あくまでもこれは日額ですので、ある活動が増えればもっと増えると。逆に予算が足りないこともある得るということで、年度末に近づくに連れてそういう活動も調整する必要があるという現状がございます。そして予算的に増えるのかどうかですけれども、基本、現状の予算を基礎として新しい報酬額を定めておりますので、予算規模としては人数の上限ありますけれども同じになります。

報酬の支払につきましては、非常勤特別職の条例で決まっております、4半期ごとに1回支払うと、これは条例で決まっておりますので、以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他に、質疑ございませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号、議案第36号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号、議案第 36 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 36 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号東彼杵町農村環境改善センター設置・管理等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 37 号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 6、議案第 37 号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 37 号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 4043 万 5000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 45 億 2543 万 5000 円とするものでございます。

なお、提案理由につきましては、歳出におきまして主なものは、町営バス購入費など 1890 万 4000 円、それから先ほどお願いいたしました森林環境譲与税基金積立金など 1868 万 5000 円、それに、今度、防火水槽の工事を計画いたしておりますので、その設置工事など 1688 万 5000 円を計上させていただきます。

歳入につきましては、国庫支出金 931 万 6000 円、県支出金 801 万 7000 円、教育文化施設整備基金繰入金等 5424 万円の基金繰入金となっております。

慎重なご審議の上、然るべきご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

詳細につきまして、税財政課長に説明させます。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

#### ○税財政課長(山下勝之君)

町長に代わり、議案第 37 号についてご説明いたします。資料の 19 ページをお願いいたします。

歳出からご説明いたします。1 款 1 項 1 目、9 節旅費 18 万 8000 円、19 節負担金補助及び交付金 3 万円については、新たに議員になられた 3 名分の研修費用を計上しております。

20 ページをご覧ください。2 款 1 項 1 目、3 節職員手当等について、県派遣職員の住居手当等を合計 70 万 7000 円計上しております。次に、2 款 1 項 3 目、13 節委託料のなかで、カタログ製作等業務委託料を 320 万円計上しております。これは、返礼品情報や町の情報を載せたカタログを、昨年度寄付者を中心に配布を計画しており計上したものです。次に、2 款 1 項 7 目企画費は、目全体で 89 万 4000 円を計上しております。これは、東京で 11 月開催予定の町イチ！村イチ！2019 の事業費として、旅費や事務費を計上したものです。次に、2 款 1 項 9 目、13 節委託料は、年金生活者支援給付金システムをはじめ、説明にあります 3 システムにつきまして制度改正に伴う電算改修費として、合計 232 万 8000 円を計上しております。

21 ページの 2 款 1 項 12 目公共交通事業費として、目全体で 1141 万 6000 円を計上しております。これは、町営バス購入費用になりますが、現在、町営バス 3 号車は、既に 14 年が経過しており走行距離も 64 万キロを超えることから、安全性を考慮し車両更新を行うものになります。

22 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目、28 節繰出金は、介護保険料の低所得者軽減が制度改正で拡充されることで、補助金増となることに伴って、介護保険事業特別会計への繰出金を 290 万 9000 円追加計上するものです。次に、3 款 1 項 3 目、20 節扶助費になります。生活保護受給者の方が透析治療を受けることになり、その治療費全額を障害者医療給付として行うこととなったため、その見込額を 480 万円計上しております。次に、3 款 1 項 7 目プレミアム付商品券事業費を目全体で、87 万 1000 円計上しております。これは繰越予算では事務費が不足することになったため追加で計上しております。

23 ページになります。3 款 2 項 1 目、13 節委託料については、彼杵小学校区の学童保育の受け入れ児童数増に伴い、学童運営を 2 支援とすることを計画しており、児童健全育成事業委託料として 620 万 8000 円を追加計上しております。3 款 2 項 2 目、19 節負担金補助及び交付金については、保育士確保寄宿舍借上事業補助金 108 万円を計上しております。これは、保育施設が採用した保育士のために保育施設が町内に宿舍施設を用意する場合に対しての補助金として計上しております。

24 ページをお願いします。4 款 1 項 2 目、13 節委託料中、予防接種委託料 45 万 1000 円、3 つ下の風しん抗体検査委託料 98 万 8000 円、風しん対策システム改修業務委託料を 42 万 2000 円計上しております。これは、全国的に 30 代から 50 代の男性に風しん患者数が増加していることに伴い、この年代の方に新たに検査の勧奨と抗体のない方に風しんの予防接種を行う事業として計上したものになります。また、上の 7 節から 12 節につきましても、風しん予防接種事業の事務費になります。

25 ページになります。4 款 3 項 1 目、19 節負担金補助及び交付金については、浄化槽設置に係る補助金を昨年度と同額上乘せ補助を行うため、20 基分の見込みに対し浄化槽設置整備事業補助金 612 万 4000 円を追加計上するものになります。

26 ページになります。6 款 1 項 3 目、13 節委託料は、日本一のそのぎ茶プレミアム戦略事業の追加委託料として 75 万円を計上しております。その下、15 節工事請負費は、婦人の家解体工事費として 850 万円を、19 節負担金補助及び交付金は、それぞれ単価等の見直しを行い、ワイヤーメッシュや鳥獣捕獲に対しての補助金を合計で 234 万 2000 円追加で計上しております。6 款 1 項 4 目、13 節委託料は、ため池点検調査委託料について、農村地域防災減災事業で追加事業採択があったため、追加事業委託費として 410 万円を計上しております。

27 ページになります。6 款 2 項 1 目、25 節積立金は、先ほどご説明しました、今年度から国から譲与を受ける森林環境譲与税を基金に積み立てるため、294 万 3000 円を計上しております。

28 ページになります。7 款 1 項 2 目、19 節負担金補助及び交付金のなかで、商工振興事業補助金として 100 万円計上しております。これは、花火大会が 50 回記念大会となることから、追加で計上しております。

30 ページになります。8 款 2 項 2 目、17 節公有財産購入費は、大音琴地区交差点改良に伴う用地費として 46 万 5000 円を計上しております。

32 ページになります。8 款 5 項 2 目、28 節繰出金については、東彼杵町クリーンセンターの中央監視システムに不具合が発生し、機器更新を行うための財源として公共下水道事業特別会計繰出金として 845 万 9000 円を計上しております。次に、8 款 5 項 3 目、14 節使用料及び賃借料と 16 節原材料費については、下三根公園にグラウンドゴルフ場を設置する要望が地区から出されており、整備費用として合計 224 万 5000 円を計上しております。

33 ページになります。8 款 7 項 1 目、19 節負担金補助及び交付金については、大野原演習場周辺整備基金活用事業補助金として 5 地区に対し、草焼きバーナーの購入費の補助として 63 万 8000 円を計上しております。

34 ページになります。9 款 1 項 3 目、15 節工事請負費について、川内地区防火水槽の転落防止柵が危険な状態にあり、安全対策のため蓋設置工事に 83 万 6000 円、また、大音琴地区交差点の改良に伴い既存の防火水槽を撤去することから、新たな防火水槽の設置工事費として 1109 万 9000 円を計上しております。次に、9 款 1 項 5 目、13 節委託料は、彼杵川区域の避難の確保を図る必要があり、ハザードマップ作成業務委託料として 495 万円を計上しております。

35 ページになります。10 款 2 項 1 目、13 節委託料については、学校施設長寿命化計画策定業務委託料として 560 万円を計上しております。これは、国のインフラ長寿命化基本計画において、個別施設毎に長寿命化計画の策定が求められており、小学校施設についての計画策定費用として計上したものです。

36 ページになります。10 款 3 項 1 目、11 節需用費として、消耗品費を 344 万 6000 円計上しております。これは、中学校統合に伴う部活動のユニフォーム購入費として計上したものです。その下、13 節委託料につきましては、先ほどご説明いたしました中学校施設についての長寿命化計画策定業務委託料を 280 万円計上しております。

37 ページになります。10 款 5 項 1 目、19 節負担金補助及び交付金は、宮崎であります九州地区民俗芸能大会への坂本浮立保存会の参加について、文化財保存育成事業補助金として 108 万 9000 円を計上しております。次に、10 款 5 項 5 目、9 節旅費については、淡路人形座視察研修として、サポーター 10 名と職員 1 名の旅費を、57 万 5000 円計上しております。その下、工事請負費につい



ては、歴史民族資料館の屋根及び外壁の改修について、昨年度、設計を行い、工事費として今回、3208万6000円を計上しております。

38ページになります。10款6項1目、19節負担金補助及び交付金については、先ほど東彼杵中学校のユニフォーム購入費を上げましたので、こちらの補助については、125万9000円を減しております。次に、10款6項2目、11節需用費は、千綿児童体育館の浄化槽の補修が必要となり、修繕費として196万9000円を計上しております。

戻りまして、8ページをお願いします。ここからは歳入についてご説明いたします。2款3項1目、1節森林環境譲与税は、歳出でも触れましたが、今年度294万3000円譲与される予定になり、計上しております。

10ページをお願いします。15款1項1目、3節社会福祉費負担金につきましては、介護保険の低所得者保険料軽減額の国補助見込み額を239万3000円増しております。また、歳出で計上しております障害者医療費負担金について、国補助2分の1分を財源として240万円追加計上しております。

11ページになります。15款2項2目、2節児童福祉費補助金として、放課後児童健全育成事業費の追加分について、国補助3分の1を子ども・子育て支援事業交付金206万9000円計上しております。また、その下、子ども・子育て支援事業費補助金は、子ども・子育てシステム改修費等で、全額国補助がありますので、188万2000円を計上しております。

14ページになります。16款2項2目、2節児童福祉費補助金として、先ほど言いましたけれども、放課後児童健全育成事業費の県補助3分の1を、子ども・子育て支援事業交付金206万9000円として計上しております。次に、16款2項4目、1節農業費補助中、農村地域防災事業補助金は、ため池点検調査委託料の追加分のうち、補助額360万円を計上しております。

15ページになります。19款1項3目、1節ふるさと創生事業基金繰入金は、町営バス購入費や中学校ユニフォーム購入費等の財源として、合計1539万2000円を計上しております。次に、19款1項5目、1節教育文化施設整備基金繰入金は、歴史民族資料館の改修工事費の財源として3208万6000円を計上しております。次に、19款1項6目、1節下水道事業基金繰入金は、浄化槽設置整備事業補助金の町上乗せ分の財源として612万4000円を計上しております。

18ページになります。22款1項1目、4節緊急自然災害防止対策事業債については、川棚港海岸緊急自然災害防止対策事業負担金が、ほぼ全額起債対象となりますので、270万円を計上しております。また、22款1項2目、1節緊急防災・減災事業債につきましても、防火水槽設置工事につきまして、ほぼ全額起債対象となりますので、1100万円を計上しております。

5ページをお願いいたします。第2表の地方債補正になります。先ほど話しました地方債の補正額を、補正後の欄に追加しております。利率や償還方法につきましては表のとおりになりますのでご確認ください。

最後に、1ページから4ページまでの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、積み上げ金額になりますので、説明を省略いたします。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手してをお願いします。

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

町長がおられるときにお尋ねいたしたいと思います。まず1点については、婦人の家の解体費が入っておりますが、以前の前町長の時に、重点道の駅との関係の話をされておりましたが、その後の移転とか進捗状況ですね。シビアなところがあると思いますが、その辺は、町長になられてからそういった交渉事をされたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

お答えいたします。詳細については、まだ確定しておりませんが、内々に私が個人的に接触はさせていただいております。今後、公式に建設課長共々、再度、交渉に入らせたいと。これは、非常に機微な問題でありまして、あまり表に出すと、また、非常に問題が出ますので、内々、私が個人的に接触をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

それと、23 ページの学童保育の件についてお尋ねしますが、以前にも彼杵の学童保育については、100 人を超していると。大体、学童保育の規定では50 人前後が1 団体だと、そういうふうに定義をしてあると、前課長にもそういったことも言うておりましたが、そういった今の学童保育を使うとすれば、内々的に2 団体に分かれて使うのか、今後また新たにどんどん学童保育も人数が増えてきているということもありますので、そういったことで、今後、別に新たな場所を設けてされるものか、そしてまた、そういった内部で検討をされているものか、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

お答えいたします。先ほど、浪瀬議員からご指摘があったように、ものすごく人数が増えまして、にこにこハウスも1 支援から2 支援に分けまして、予算もお願いをいたしているところでございますが、今後、町の財政状況を見ながら、私としては、別のところに新しく検討させていただきたいなと思っておりますが、今現在では、2 支援に分けて補助金を増やして、まず、今のところで、1 階、2 階でお願いしたいということで、すぐに新しいところとは間に合いませんものですから、そういう緊急対応でさせていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

先ほどの浪瀬議員の質問と関連するんですけど、婦人の家の解体工事の件ですけどね。先ほどの町長の答弁では、内々に交渉にあたってるという話でございましたけど、私は手順が間違っていると実は前から思ってたんですよ。と言いますのは、行政サイド、こっちサイドだけ条例改正をして粛々と進んでるのに、向こうの答えはまだ出てない訳でしょ。私は順序が逆だと思うんですよ。ま

ず、向こう様の了解を得た後に、行政サイドを粛々と条例改正等も含めて進めるべき事案だと、私は非常に違和感を持って見てたんですけども、そこら辺は、前の方のやり方でしょうから何とも言えませんが、一度、こういった交渉事というのは、どうしても手順を間違えると非常にシビアな局面を迎える。これは常ですよ。ですから、これからの交渉に新町長のソフトな交渉によってそれを期待しますが、これは総務厚生常任委員会に付託ですから、町長が在席の時にお尋ねしますが、町長の見解とこれからのやり方という部分を老婆心ながら、ソフト路線でやって極力近い将来同意いただけるような形に持っていければなというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

橋村議員にお答えいたしますけれども、確かにですね、一步間違えば、非常に交渉事というものはもつれてしまう可能性がございます、今、婦人の家の問題も解体もお願いしたのは、町としては道の駅、国交省もございますから順番を踏まなくてはいけません、町の計画として、もう商工会も移っていただきましたので、古い建物はどこでも順次解体をしていく方針です。これは、今度皆さんに交渉に当たるときにご説明したいと思います、それを前提にするわけではなくて、町の計画として商工会も既にお願いをしているものですから、古いものを解体していくと。先に解体をさせていただきたいということで、こういう状況でありますので、交渉は、本当にまだ表には出せませんが、内々になるべくいい方向で、そういう個人的な不満も意見もあちこちから聞きますものですから、内々で本当に交渉をさせていただいて決まった瞬間に提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑ありませんか。8番議員、立山裕次君。

○8番（立山裕次君）

町長の今後の考え方をお尋ねします。20ページです。今回3月議会で決まりました単身赴任手当が出ております。県庁の方に行かれた職員の方の分だと思うんですが、町長の所信表明で、長崎市、佐賀市までは通勤圏内ということを書いていらっしゃると思うんですよ。それで、例えば町の職員が長崎に行きますよね。これは県庁と思ってますので、その場合は通勤はできないんだよというようなことで、思われる可能性もあるんじゃないかと、私としては思いますので、これは前町長の時だと思いますので、今後、町長はどのように考えていらっしゃるか、考えを教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

お答えいたします。この手当の問題は、前の条例で皆さん、私も在籍しておりましたから可決をされて止むを得ませんが、私が今後考えておりますのは、東京もそうですけど、大宮からも通勤範囲になっておりますね。だから、そういう感じで町内に住んでいただいて、職場は長崎、佐世保はもちろん佐賀市まで高速を使って通勤できられば、そういう対策を取っていきたいなという考えで、私は申し述べてただけでございます、今回の補正の件は、今まで、前回可決されております条件で手当をしているところでございますので、今後、たぶん一般質問でも出てくると思っております。

が、そういう感じで私は考えております。とにかく、ここに住んでもらって、住んでもらえば税収も皆さんおっしゃってるように、固定資産も町民税も入ってきますので、働く場所は東彼杵町にございませんですけども、遠くに働いてもらって東彼杵町に住んでもらう。佐賀県の基山町がちょうどそういう感じなんです。西鉄大牟田線もありますけど、福岡、鳥栖、土地が安いもんですから、基山に造られて通っておられる。遠くも本当に通っておられるんですよ、だから、ものすごく税収がいいですね、財政力指数が5割近くなってると思います。うちはまだ、2割5分で4分の1ですけど。そういう感じで、今後、一般質問の方で詳しく説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

他に、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第37号は、総務厚生常任委員会に付託します。

ここで、トイレ休憩のため、暫時休憩いたします。再開を11時35分といたします。

暫時休憩（午前11時24分）

再 開（午前11時34分）

#### 日程第7 議案第38号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第7、議案第38号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第38号につきまして説明をいたします。令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。提案の理由は、歳出で、介護保険制度改正によりシステム改修が必要となったため、総務費に51万9000円を追加計上するものでございます。財源としましては、国庫支出金が25万9000円等でございます。また、歳入においては、介護保険料軽減幅拡大により必要となった金額が、介護保険料264万9000円減額をいたしております。繰入金264万9000円を追加計上いたしております。詳細につきましては健康ほけん課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

議案第 38 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、町長に代わりまして説明いたします。今回の補正は、先の第 3 回東彼杵町議会臨時会で報告しました介護保険条例の一部改正に基づいて予算化したものです。

8 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目、13 節委託料につきましては、介護保険システムの改修が必要となったため、51 万 9000 円を追加計上するものです。

戻っていただいて、歳入の 5 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、低所得者保険料軽減負担金が、国、県、一般財源を繰り入れますので、264 万 9000 円を減額計上しました。

6 ページをお願いします。3 款 2 項 4 目介護保険事業補助金。国庫補助金につきましては、歳出で説明しました介護保険システムの改修費の 50%分として、25 万 9000 円を追加計上しました。

7 ページをお願いします。7 款 1 項 4 目、一般会計繰入金。現年度繰入金につきましては、低所得者保険料軽減負担金が、国、県、一般財源を合せて 264 万 9000 円を追加計上しました。5 目その他一般会計繰入金につきましては、介護保険のシステム改修費負担金 26 万円を追加計上しました。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表、及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、ただいま説明しました補正の積み上げでございますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 38 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

## 日程第 8 議案第 39 号 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 8、議案第 39 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 39 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして提案の理由を申し述べます。今回の補正は、処理場の中央監視システム取替に伴う運営費の工事請負費 845 万 9000 円を追加計上するものでございます。歳入につきましては、繰入金を 845 万 9000 円追加計上するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、追加で説明を加えます。歳出からご説明いたします。6ページをお開きください。1款2項1目排水費の工事請負費におきまして、東彼杵町浄化センター中央監視装置の取替工事として845万9000円を追加計上させていただいております。本システムにつきましては、浄化センターの中核でございます各機器類、例えばポンプでありますとか計器類、そういったシステムの動作を中央で操作、監視いたしますパソコンの不具合による故障が原因となっております。もともとの発端が、平成30年の12月にパソコンの不具合が発生いたしまして、当初の予定では、このパソコンが工業用パソコンでございまして、大体期待する耐用年数が15年というふうに見込んでおりまして、平成31年度で15年目を迎えることとなっております。その中で、このパソコン自体がハードディスクを2台同時に動かしているパソコンでしたので、当初の予定では、もう1台のハードディスクの方で動作の確保はできるというふうに踏んでおりましたけれども、一度、この12月の故障の後、修繕をしましたところ、引き続き片側のもう一台の方についても不具合が発生しまして、監視システム自体が動作しなくなっている状況です。浄化センターの運転につきましては、設定が変わらないだけで、そのまま動いてはおります。計器類につきましても、そのままずっと表示はしておりますので、現在の運転状況といたしましては、受託のメンテ業者であります業者の方で毎日同じ時間に数値の記録をしたり、状況を確認しながら手動で運転をしている状況です。しかしながら現在の状況というのは、確認をしたその瞬間の状況しか確認できない状況でございまして、浄化センターの運転管理というのは1日の中でどのように状況が変動してるのかということころまでも含めて管理をするのが常でございます。その中で考えますと、非常に今不安定な状態の中で運転をさせているという状況でありますことをお伝えしたいと思います。そういう状況ですので、例えば、夜中に大きな流入量の変動でありますとか、水質の変動でありますとか、そういったものがあつたりした時に、その後、大きな水質事故を起こしてしまう状況にもなりかねないということころですので、緊急の措置といたしまして今回補正予算という形で対応をお願いしたところでは、本来であれば、先ほどお話ししましたように15年目のパソコンでございまして、定例の当初予算の方で予算を取りまして、予算を確保しようというふうに業者の方と話をしていたところなんですけれども、その矢先に故障が発生してしまったものですから、今回のような補正対応というような形になってしまったことをお詫びさせていただきたいと思っております。

続きまして、5ページの歳入をご説明いたしますけれども、今回の対応につきましては、全額、4款1項1目一般会計繰入金の方で措置をお願いしております。

併せて1ページから4ページまでの第1表及び事項別明細書につきましては、ただいま説明しましたものの積み上げですので、説明を省略させていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第39号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

## 日程第 9 議案第 40 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

### ○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 9、議案第 40 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 40 号についてご説明をさせていただきます。東彼杵町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

選任する者の住所氏名等。住所、東彼杵町口木田郷 208 番地。氏名、宮脇成芳。生年月日、昭和 41 年 8 月 28 日生でございます。令和元年 6 月 11 日提出いたしております。

東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い委員を選任するため、本案を提出するものでございます。宮脇様は 3 期目でございます。土地家屋調査士などの資格をお持ちでございます。任期が、今度承認をいただきますと、令和元年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの 3 年間となりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

### ○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第 40 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 40 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

## 日程第 10 議案第 41 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

### ○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 10、議案第 41 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 41 号東彼杵町教育委員会委員の任命について、ご説明いたします。東彼杵町教育委員会委員の任期満了に伴いまして、教育委員として任命したいので、本案を提出するものでございます。

任命する者の住所氏名等。住所、東彼杵町里郷 571 番地 6。氏名、橋本茂子。生年月日、昭和 30 年 6 月 26 日生でございまして、任期、今度が 2 年目をお願いをいたしております。元音琴小学校の校長もされておりました。

可決されますと、任期が令和元年 8 月 15 日から令和 5 年 8 月 14 日まで 4 年間となります。

慎重なご審議の上、然るべきご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。以上であります。

### ○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 41 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 41 号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます

（議場閉鎖）

### ○議長（吉永秀俊君）

ただいまの出席議員数は 10 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 1 番、林田二三君、2 番、浦富男君を指名します。

投票用紙を配布します。念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。



投票用紙の配布漏れはありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

配布漏れなしと認めます。次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

投票箱は異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（有川寿史君）

それでは、読み上げます。1番、林田二三議員。2番、浦富男議員。3番、口木俊二議員。4番、浪瀬真吾議員。5番、大石俊郎議員。6番、尾上庄次郎議員。7番、後城一雄議員。8番、立山裕次議員。9番、橋村孝彦議員。10番、森敏則議員。

○議長（吉永秀俊君）

投票漏れはありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これで、投票を終わります。

これから開票を行います。1番、林田二三君、2番、浦富男君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

それでは、投票の結果を報告します。投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票、有効投票のうち賛成9票、反対1票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第41号東彼杵町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

（議場開放）

○議長（吉永秀俊君）

ただいまから昼食のため、ここで暫時休憩を行い、再開を13時15分からとします。

暫時休憩（午前11時57分）

再 開（午後1時12分）

日程第11 報告第11号 継続費に関する報告について

（平成30年度東彼杵町一般会計）

日程第12 報告第12号 繰越明許費に関する報告について

（平成30年度東彼杵町一般会計）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11、報告第11号継続費に関する報告について（平成30年度東彼杵町一般会計）、日程第12、報告第12号繰越明許費に関する報告について（平成30年度東彼杵町一般会計）、以上2件を一括議題とします。本件について、それぞれ説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 11 号、第 12 号につきまして、ご提案を申し上げます。11 号につきましては、12 号もそうですけど、一般会計の継続費繰越計算書と繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させますので、よろしく願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、報告第 11 号につきまして報告させていただきます。添付しております平成 30 年度東彼杵町一般会計継続費繰越計算書にて報告させていただきます。対象の事業名は、大野原高原線道路改良事業になります。総事業費 5600 万円のうち、平成 30 年度の予算額は 3425 万 6000 円、支出済額は 1800 万円、残額 1625 万 6000 円を翌年度に繰越しております。繰越額の財源は、右に記載のとおりになります。報告第 11 号につきましては、以上になります。

続きまして報告第 12 号につきましても、添付しております平成 30 年度東彼杵町一般会計繰越明許費繰越計算書で報告させていただきます。まず、表に記載の 16 事業について繰越いたしました。金額欄は議決をいただいた限度額で、合計 3 億 4107 万 7000 円になります。実際に繰り越しました翌年度繰越額は、合計で 2 億 8007 万 9000 円、その右の欄につきましては翌年度繰越額の財源の内訳となります。

それぞれの事業につきまして、進捗率と完了予定について報告いたします。まず一番上の、まちづくり支援交付金事業ですが、進捗率 100%で 4 月に完了しております。東彼杵町制施行 60 周年記念誌制作事業につきましては、進捗率 60%で 7 月末完了予定です。プレミアム付商品券事業につきましては、進捗率 50%、9 月末完了予定です。日本一のそのぎ茶プレミアム戦略事業につきましては、進捗率 70%、7 月末の完了予定です。道路橋梁改良事業につきましては、進捗率 70%、12 月末の完了予定になります。県道大村嬉野線改良事業負担金につきましては、進捗率 0%、9 月末完了予定です。木場本線道路改良事業につきましては、進捗率 70%、8 月末の完了予定です。中尾本線道路改良事業につきましては、進捗率 0%、3 月末の完成予定です。大野原高原線道路改良事業につきましては、進捗率 0%、3 月末の完了予定です。深澤道路改良事業につきましては、進捗率 80%、7 月末の完了予定です。小学校空調設備工事につきましては、進捗率 70%、6 月末の完了予定です。校歌作成業務委託につきましては、進捗率 100%で 4 月に完了しております。東彼杵中学校開校記念植樹業務委託につきましても、進捗率 100%で 4 月に完了しております。中学校空調設備工事につきましては、進捗率 60%、6 月末の完了予定です。30 年農地等災害復旧事業につきましては、進捗率 80%、8 月末の完了予定です。30 年公共土木施設災害復旧事業につきましては、進捗率 80%で 6 月末の完了予定です。報告第 12 号については以上になります。

以上で報告終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上、2 件の説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告を終わります。

日程第 13 報告第 13 号 繰越明許費に関する報告について  
(平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計)

○議長 (吉永秀俊君)

次に、日程第 13、報告第 13 号繰越明許費に関する報告について(平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計)を議題とします。本件について説明を求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、報告第 13 号について、ご説明いたします。平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計の繰越明許費についての報告でございます。詳細につきましては、水道課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。水道課長。

○議長 (吉永秀俊君)

町長に代わり水道課長。

○水道課長 (氏福達也君)

平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費について報告させていただきます。添付しております繰越明許費繰越計算書において、ご説明させていただきます。事業名が、東彼杵町漁業集落排水事業です。金額の欄につきましては、3 月議会での繰越明許費補正の許可額 308 万円となります。そのうち繰越しをいたしましたのが、翌年度繰越額 308 万円、同額です。右の財源につきましては、国からの補助金と地方債で 219 万 4000 円。残りの特定財源につきましては、一般会計繰入金にあたりますけれども、平成 30 年度に受け入れておりますので、既収特財となっております。補助事業の内容としましては、年度内に実施をいたしておりますのは、平成 30 年度から開始しております漁業集落排水事業の施設更新事業にあたりまして、年度内に実施設計をいたしております。その残額といたしまして、当該繰越事業が発生しておりますけれども、この当該事業に関しましては未契約での繰越しということになっておりますので、現在、発注準備をしております。進捗率は、現在のところ 30%です。12 月末完了を予定しております。

以上、報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 (吉永秀俊君)

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告を終わります。

日程第 14 陳情第 3 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採決を求める陳情

日程第 15 陳情第 4 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採決を求める陳情

日程第 16 陳情第 5 号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採決を求める陳情書

日程第 17 陳情第 6 号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第14、陳情第3号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採決を求める陳情、日程第15、陳情第4号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採決を求める陳情、日程第16、陳情第5号日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採決を求める陳情書、日程第17、陳情第6号米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情を議題とします。

ただいま議題となっています陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号は、総務厚生常任委員会に付託します。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会（午後1時22分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 口木 俊二

署名議員 浪瀬 真吾